

総務省組織令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	1

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2（略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くとともに、同様とする。

5（略）

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）
目次

第一章 本省

第一節 秘書官（第一条）

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及びサイバーセキュリティ統括官の設置等（第二条―第十五条）

第二款 特別な職の設置等（第十六条―第十九条）

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房（第二十条―第二十六条）

第二目 削除

第三目 行政管理局（第三十六条―第三十九条）

第四目 行政評価局（第四十条―第四十四条の二）

第五目 自治行政局（第四十五条―第五十四条）

第六目 自治財政局（第五十五条―第六十一条）

第七目 自治税務局（第六十二条―第六十六条）

第八目 国際戦略局（第六十七条―第七十四条）

第九目 情報流通行政局（第七十五条―第九十条）

第十目 総合通信基盤局（第九十一条―第九十九条）

第十一目 統計局（第一百条―第一百八条）

第十二目 政策統括官（第一百九条）

第十三目 サイバーセキュリティ統括官（第二百二十条）

第三節 審議会等（第二百二十一条―第二百五条の二）

第四節 施設等機関（第二百二十六条―第二百三十二条）

第五節 地方支分部局（第二百三十三条―第四百十条）

第二章 消防庁

第一節 特別な職（第四百四十一条・第四百四十二条）

第二節 内部部局（第四百四十三条―第四百五十条）

第三節 審議会等（第四百五十一条）

第四節 施設等機関（第四百五十二条）

附則

（大臣官房及び局並びに政策統括官及びサイバーセキュリティ統括官の設置等）
第二条 本省に、大臣官房及び次の九局並びに政策統括官一人及びサイバーセキュリティ統括官一人を置く。

行政管理局

行政評価局

自治行政局

自治財政局

自治税務局

国際戦略局

情報流通行政局

総合通信基盤局

統計局

2
(略)

(国際戦略局に置く課)

第六十七条 国際戦略局に、次の七課を置く。

総務課

技術政策課

通信規格課

宇宙通信政策課

国際政策課

国際経済課

国際協力課

(総務課の所掌事務)

第六十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際戦略局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、国際戦略局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(国際政策課の所掌事務)

第七十二条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際政策課、国際経済課及び国際協力課の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に
関するものに限る。）。

三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用
に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること（
第十二条第一項第八号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）。

四 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること（国際経済課及び国際協力課の所掌に属するもの
を除く。）。

（国際経済課の所掌事務）

第七十三条 国際経済課は、総務省の所掌に属する国際関係事務（第十二条第一項第八号、第七十条第二号及び
前条第三号に掲げるものを除く。）のうち経済に関するものの総括に関する事務（国際協力課の所掌に属する
ものを除く。）をつかさどる。

（国際協力課の所掌事務）

第七十四条 国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際戦略局等の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 総務省の所掌に属する国際協力に関する事務の総括に関すること。

（情報流通行政局に置く課等）

第七十五条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課及び参事官一人（関係のある他の職を
占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

総務課

情報通信政策課

情報流通振興課

情報通信作品振興課

地域通信振興課

放送政策課

放送技術課

地上放送課
衛星・地域放送課

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第七十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〇六 (略)

(情報通信政策課の所掌事務)

第七十七条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〇七 (略)

(情報流通振興課の所掌事務)

第七十八条 情報流通振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〇八 (略)

(情報通信作品振興課の所掌事務)

第七十九条 情報通信作品振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

第八十条 削除

附 則

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この号及び

附則第二十二條第一項において「整備法」という。）附則第四十二條第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八條第一項の規定に基づく検査に関すること。

二（略）

（情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例）

第十九條 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九條各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務（前条第一号に掲げるものを除く。）をつかさどる。この場合において、第八十七條第三号中「次条第三号」とあるのは、「次条第三号及び附則第十九條第一項第二号」とする。

一・二（略）

2（略）

（恩給管理官の職務の特例）

第二十條 恩給管理官は、第十九條第六項に規定する事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち附則第七條各号に掲げる事務を助ける。

（参事官の設置期間の特例）

第二十一條 第二十條第一項の参事官のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）

第二十二條 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二十五條第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七十四條、整備法附則第十四條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八條、整備法附則第十八條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七條の二第二項及び整備法附則第四十八條第二項の

2 規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。
(略)